

公立幼稚園・保育所の今後のあり方について
(案・未定稿)

目 次

はじめに.....	1
1. 和歌山市公立幼稚園・保育所の変遷.....	2
(1) 公立幼稚園.....	2
(2) 公立保育所（公立保育所民営化等整備計画の進捗状況）.....	3
2. 幼児教育・保育に関する国の動向.....	4
3. 和歌山市における今後の公立幼稚園・保育所のあり方に関する検討.....	5
(1) 検討に当たって.....	5
(2) 本市における幼児教育・保育の提供について.....	6
4. 新たな公立幼保連携型認定こども園の設置に向けて.....	7
(1) 和歌山市の幼児教育・保育を取り巻く現状.....	7
(2) 公立幼保連携型認定こども園の配置にあたって.....	12
(3) 連携を強化するエリアについて.....	12
(4) 公立幼保連携型認定こども園の施設内容.....	14
5. 必要施設数及び具体的配置の検討.....	15
6. 和歌山市公立幼保連携型認定こども園11施設の移行計画.....	22
7. 公立幼保連携型認定こども園における良質な幼児教育・保育の実現に向けて.....	23
(1) 教育・保育内容.....	23
(2) 職員体制.....	23
(3) 障害児教育・障害児保育について.....	24
(4) 保幼小中の一貫した連携.....	24
(5) 子育て支援の充実.....	24

はじめに

近年、全国的に少子高齢化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴い、小学校就学前子どもの居場所として、保育所の利用希望が増加するとともに、入所児童の年齢についても低年齢化しています。本市においても、少子高齢化は顕著に進んでおり、合計特殊出生率（※1）はここ数年、全国平均を若干上回ってはいますが、人口置換水準（※2）についてはいまだに大幅に下回っており、高齢化率についても全国平均を大きく上回る状況です。

また本市における幼稚園・保育所（園）の利用については、満3歳未満児の保育利用が年々増加傾向にあり、平成25年度には満3歳未満児において待機児童が発生しています。

そのような状況の中、国では平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決すべく「子ども・子育て支援法」を始めとした関連3法が制定されました。そして、この法律及び関連法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が設計され、平成27年4月の本格スタートに向け、国及び自治体において整備が進められているところです。

本市でも、この新たな制度の円滑な運用に向け、各種体制を整えていくよう、調整を進めているところですが、今回のこの大きな制度改革、そして昨今の和歌山市の子ども・子育て環境を踏まえ、改めて「和歌山市における幼児教育・保育のあり方」を考える中で、公立幼稚園・保育所のあり方について再検討することとしました。

検討に向けては、本市の小学校就学前子ども数の推移、市内に34施設ある公立幼稚園・保育所の利用状況と施設の状況、その他56施設ある私立幼稚園・保育所（園）の利用状況などの実態を捉え、これまで公立幼稚園・保育所が担ってきた役割と新たな「子ども・子育て支援新制度」の方向性も加味しながら、今後の本市の小学校就学前子どもに対する幼児教育・保育の提供をどのようにしていくのかという視点を持って検討を行いました。

その結果、本市では、効率的な行財政運営の視点を踏まえながら、公私連携の下、より良質な幼児教育・保育が効果的に提供できるよう、それらを総合的に提供する幼保連携型認定こども園として、公立施設を必要数設置していくこととし、具体的な設置に向けた今後の「公立幼稚園・保育所のあり方」についてまとめました。

（※1）合計特殊出生率…一人の女性が一生に産む子どもの平均数

（※2）人口置換水準…人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準

1. 和歌山市公立幼稚園・保育所の変遷

(1) 公立幼稚園

本市においては、「幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎と小学校以降の生活や学習の基盤となる力を育成する時期と捉え、幼児の心身の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実し、幼児が健やかに成長することができる教育環境を整えること」を目指しています。

本市の公立幼稚園数推移は、昭和25年度に、私立として設立されていた幼稚園2園を含め3園が公立幼稚園として認可され、その後、昭和34年度までに、合計14園が設置されました。昭和46年度には、公立雑賀崎幼稚園が開園し、最大の15園となりました。その後、幼児数の減少・施設の老朽化や私立のこども園への移行などにより、平成17年度末で2園が廃止され、現在は13園となっています。

また受入年齢の拡大については、市民のニーズにより、平成12年度には3園（湊・西和佐・雑賀崎）で3歳児保育が開始され、現在では、既に幼保一元化されている芦原幼稚園を含む13園が3歳児保育を実施しています。

一方で、各幼稚園の充足率は、幼稚園の地域性や取り組まれている教育の特色などにより、ばらつきがあるものの、全体的には低くなっています。その反面、保護者からは3歳児の受入や保育時間の延長などの要望がある園もあり、今後多様なニーズに応えていく必要があります。

市内の幼児・児童・生徒数は、幼稚園が昭和51年約3,200人、小学校が昭和55年41,000人、中学校が昭和61年20,000人をピークに減少してきています。現在（平成26年5月）では、幼稚園児は831人まで減少し、ピーク時の約26.0%となっています。

市立幼稚園の園児数

(平成26年5月1日現在)

幼稚園名	園児数	学級数	3歳児	学級数	4歳児	学級数	5歳児	学級数
中之島幼稚園	108	5	30	1	37	2	41	2
宮前幼稚園	92	3	30	1	29	1	33	1
岡山幼稚園	91	4	25	1	23	1	43	2
紀伊幼稚園	91	3	30	1	30	1	31	1
西脇幼稚園	88	3	30	1	29	1	29	1
湊幼稚園	64	3	17	1	21	1	26	1
西和佐幼稚園	60	3	17	1	18	1	25	1
和佐幼稚園	52	3	19	1	16	1	17	1
山口幼稚園	50	3	19	1	15	1	16	1
本町幼稚園	45	3	9	1	19	1	17	1
雑賀崎幼稚園	38	3	10	1	20	1	8	1
芦原幼稚園	29	2	0	0	9	1	20	1
加太幼稚園	23	3	5	1	9	1	9	1
合計	831	41	241	12	275	14	315	15

(2) 公立保育所（公立保育所民営化等整備計画の進捗状況）

本市では、公立保育所の民営化に関して、保育ニーズが増加・多様化する中、単に行政改革による民営化ではなく、保育の質を維持しながらも、最少の経費でより大きな効果を求める必要があると考え、公立保育所に関する「和歌山市公立保育所民営化等基本方針」を平成18年度に策定しました。そして、その方針に沿って平成19年度当時において和歌山市の所管する公立保育所24園の現状を勘案した「和歌山市公立保育所民営化等整備計画」を定め、平成20年度を初年度とし5年スパンで平成34年度を目標最終年度として、公立保育所の民営化等を図っています。平成25年度末までに3園が民営化され、そのうち1園が認定こども園となっており、また、現在3園が民営化及び統廃合に向けて進められています。

和歌山市公立保育所民営化等基本方針では、民営化についての考え方として「より効率的な運営のためのコスト面での削減を図ることはもとより、体制の充実を図る一方、民間保育所の運営において補完すべき施設については、その存在意義を明確にすることで、公立保育所で担うべき保育は何かを考え、行政で果たさなくてはならない保育事業として、例えば障害児に対する特別保育等の人的、時間的に過重なものや、病後児保育等の新たなニーズに対応するものについては、公立保育所として取り組むべきである」とされています。今後の公立保育所のあり方を検討するにあたって、前述のとおり「公立として担うべき保育」については、十分留意していく必要があると考えます。

一方、保育所の入所児童数は平成21年度から5年連続増加しており、各年4月現在の入所児童数を比較すると平成21年度から平成26年度にかけて5年間で538人増加しています。年齢別では、3歳未満児が415人の増で増加率24.4%、3歳以上児が123人の増で増加率2.8%となっており、3歳未満児の入所が大幅に増えた結果、平成26年2月現在、78人の待機児童が発生し、そのすべてが3歳未満児で、紀ノ川以北、市東部が多くなっています。

保育所（園）数（4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公立	24	23	23	22	22	21
民間	35	35	35	35	36	37
計	59	58	58	57	58	58

児童数（4月1日現在）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公立	1,177	1,118	1,100	1,104	1,145	1,159
民間	4,928	4,987	5,112	5,249	5,397	5,484
計	6,105	6,105	6,212	6,353	6,542	6,643

2. 幼児教育・保育に関する国の動向

これまで、就学前児童については、文部科学省が所管する満3歳以上児を対象とした幼稚園教諭による幼児教育を行う施設としての『幼稚園』、そして保護者の就労等の理由により保育に欠ける0歳児以上の児童を保育士により保育する、厚生労働省が所管する児童福祉施設としての『保育所』において、それぞれ受け入れを行ってきました。

しかし、近年、少子化の進行により子どもの数や兄弟姉妹の数が減少したため、集団の中で同年齢児や異年齢児とともに育つ機会が不足したことや、また保護者の働き方が多様化したことによる保育ニーズ自体の多様化、そして核家族化の進行による子育ての孤立化など、子ども、そして子育てを行う保護者を取り巻く環境が大きく変化しています。

そこで、これまでの幼稚園・保育所だけでは十分に対応しきれないこれらの状況に対し、国では、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、新たな取組として「就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を平成18年度に制定するとともに、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の両方を備えた「認定こども園制度」が創設されました。

その後、社会保障制度改革において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保及び子どもが減少傾向にある地域の保育支援、地域の子育て支援の一層の充実を目指した「子ども・子育て支援新制度」が新たに創設され、早ければ平成27年4月に本格施行されることとなっています。

3. 和歌山市における今後の公立幼稚園・保育所のあり方に関する検討

(1) 検討に当たって

平成27年4月から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」に向け、本市においても円滑な制度運用ができるよう、その中心的組織として和歌山市子ども・子育て支援新制度庁内連絡会議を立ち上げました。その中に、本新制度の方針の一つである「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」についての検討を進めるため、保育関係課と幼児教育関係課からなる専門部会として「幼保一元化部会」を設置し、公立幼稚園・保育所それぞれの現状把握と課題を抽出し、新制度を踏まえた今後の公立幼稚園・保育所のあり方について検討を行いました。

会議の開催状況及び幼保一元化部会担当課は以下のとおりです。

	開催日	議題
第1回	平成25年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の開会について ・当部会のねらい・目的について ・幼保一元化に向けた国の動向及び概略について ・当部会の進め方と今後のスケジュールについて
第2回	平成25年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の教育・保育に関するアンケート調査の結果について ・各種データの収集結果について
第3回	平成25年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所その他関連データの集計の結果について ・国・県等の動向について
第4回	平成25年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課からの問題提起（公立幼稚園・保育所の必要性）に対する意見について
第5回	平成25年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園・保育所の今後のあり方について
第6回	平成25年8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立施設の設置に係る考え方について①
第7回	平成25年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立施設の設置に係る考え方について②
第8回	平成25年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立施設の設置に係る考え方について③（公立認定こども園の設置位置の確認と今後の整備計画の検討について）
第9回	平成25年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立施設の設置に係る考え方について④（公立認定こども園の設置位置の確認と今後の整備計画の検討について）
第10回	平成26年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼保連携型認定こども園の概要について ・地域型保育事業の取扱について ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第11回	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園・保育所の今後のあり方について ・特定教育・保育施設の保育料について

【幼保一元化部会担当課】

和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課、保育こども園課

和歌山市 教育委員会 教育政策課、学校教育課、教職員課

(2) 本市における幼児教育・保育の提供について

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」においては、その法律の趣旨として「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進する」とされています。和歌山市においても、まず3～5歳児の小学校就学前子どもについては良質な幼児教育・保育を提供していくべきであると捉え、公立・私立を問わず、和歌山市の小学校就学前子ども全てに対し、良質な幼児教育・保育を総合的に提供することが重要であると考えます。

これまで小学校就学前子どもの居場所として、幼児教育を行う幼稚園と保育を行う保育所が利用されてきました。幼稚園、そして保育所は異なる歴史的経緯により設立されており、幼稚園については「幼稚園教育要領」に基づき、また保育所については「保育所保育指針」に基づきそれぞれ幼児教育及び保育が提供されてきました。しかし、両施設については、同じ就学前子どもを対象とした施設であり、また保護者の就労状況の変化や核家族化の進行で、幼稚園では預かり保育や子育て支援などといった機能が付加されるとともに、保育所においても多様な教育プログラムがとり入れられていることを踏まえると、結局は同様の機能やサービスが求められています。

国の動きの中でも、平成18年度には「就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、保護者の就労状況等に関わらず全ての就学前児童が平等に幼児教育・保育を受けられる「認定こども園制度」が創設されました。加えて今般の「子ども・子育て支援新制度」においても、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供を行う幼保連携型認定こども園が推進されています。

また、公立施設自体の必要性の有無について検討を行い、公立幼稚園がこれまで、きめ細かく質の高い幼児教育を実施し、発達障害等を持つ園児の教育の場として重要な役割を果たすなど、本市の幼児教育の中心的な役割を担ってきたこと、そして公立保育所においては、これまで多く受け入れてきた障害児保育に関するノウハウと、課題のあると思われる家庭にきめ細かく支援を行う家庭支援推進保育のノウハウを持ち併せるなど、地域の子育て支援に係る役割を担ってきたことから、引き続きこのような公立ならではの役割を持った公立施設を設置することとしました。

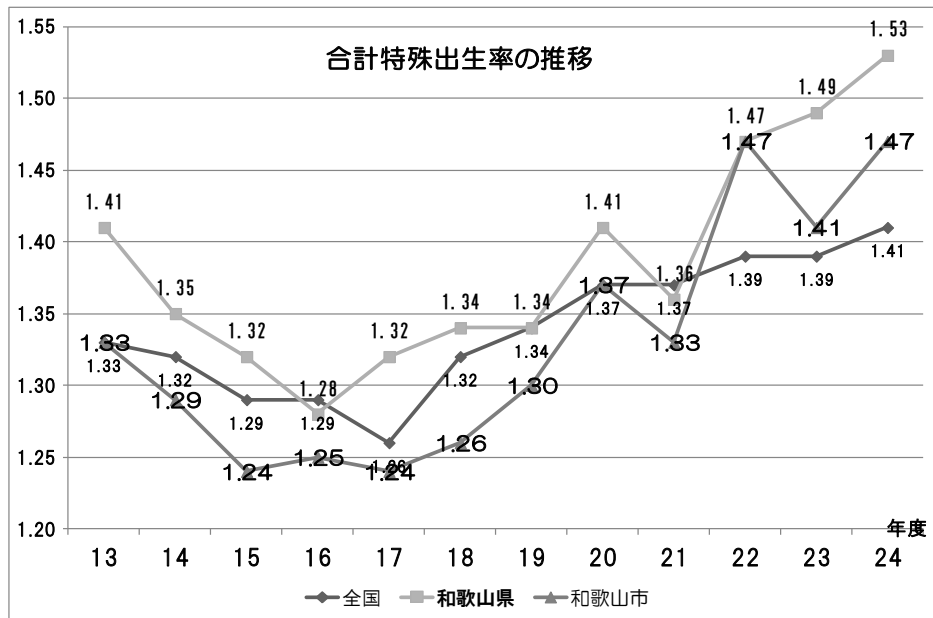
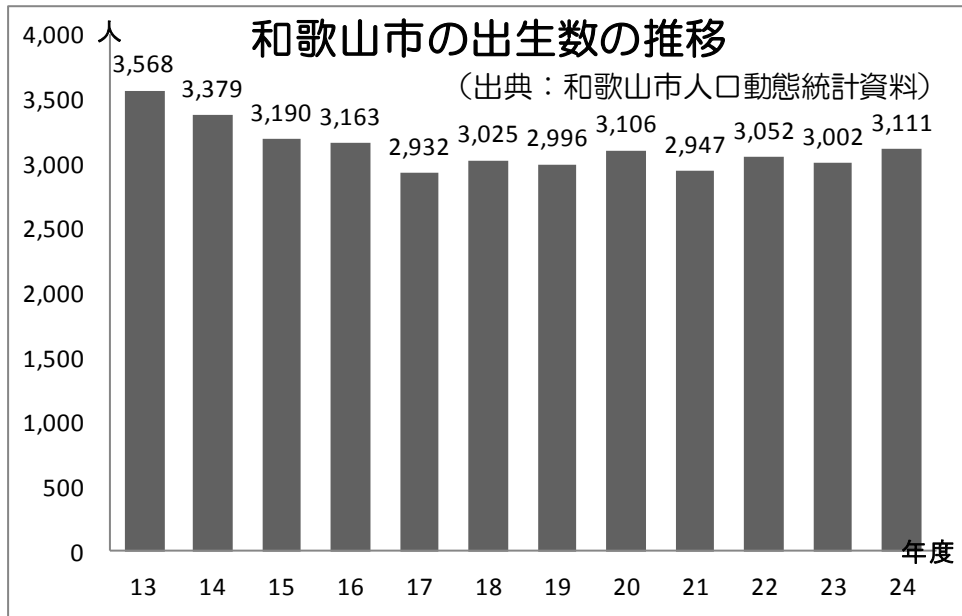
以上のことから、本市においても、将来的に公立施設は、これまで培ってきたノウハウや特色を生かした、0歳から小学校就学前までの子どもたちに一貫した幼児教育・保育が提供できる「和歌山市幼保連携型認定こども園」として設置するのが最善であると捉え、既存の公立幼稚園・保育所、私立幼稚園・保育所（園）それぞれの利用状況、本市の今後の人口推計、地域特性、効率的な行財政運営の視点などを踏まえながら、公私の連携の下、より良質な幼児教育・保育の効果的な提供を目指した、和歌山市幼保連携型認定こども園を必要数設置していきます。

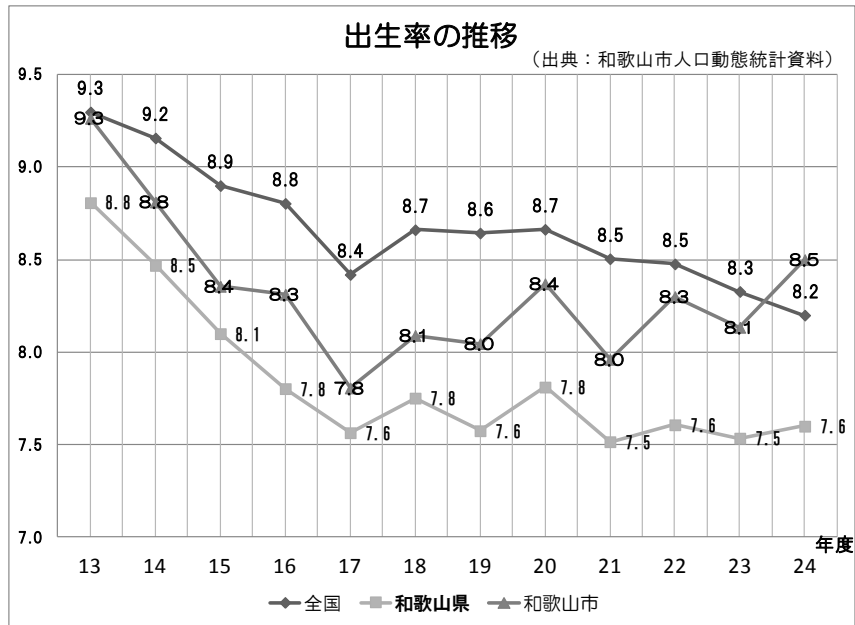
4. 新たな公立幼保連携型認定こども園の設置に向けて

(1) 和歌山市の幼児教育・保育を取り巻く現状

ア 出生に関する状況

本市の出生数は近年 3,000 人を推移しており、合計特殊出生率については、平成 24 年度では 1.47 と全国平均を上回っています。ただし、小学校就学前子ども数については、住民基本台帳データに基づく推計から、今後大幅に減少することが予想されます。

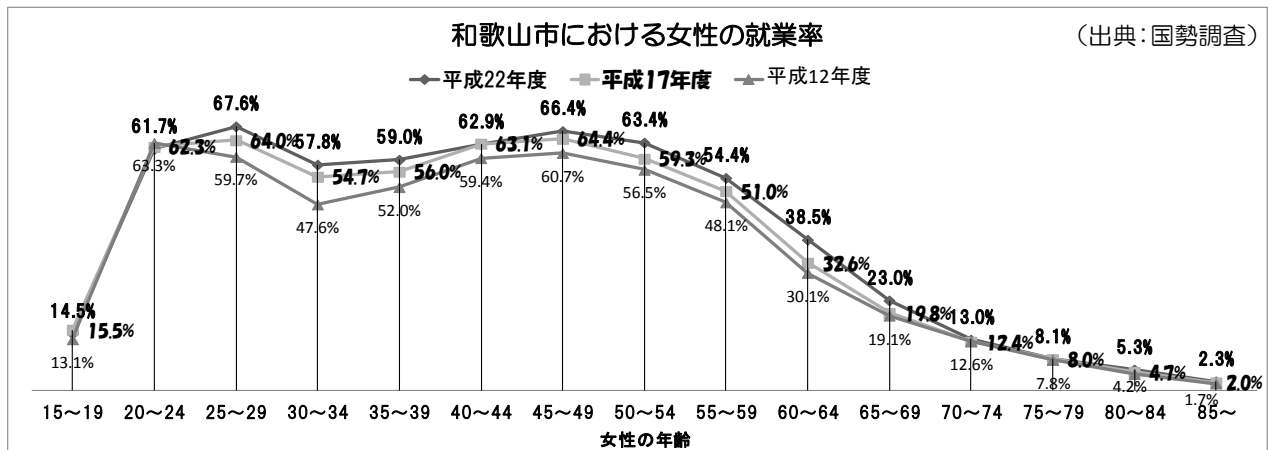


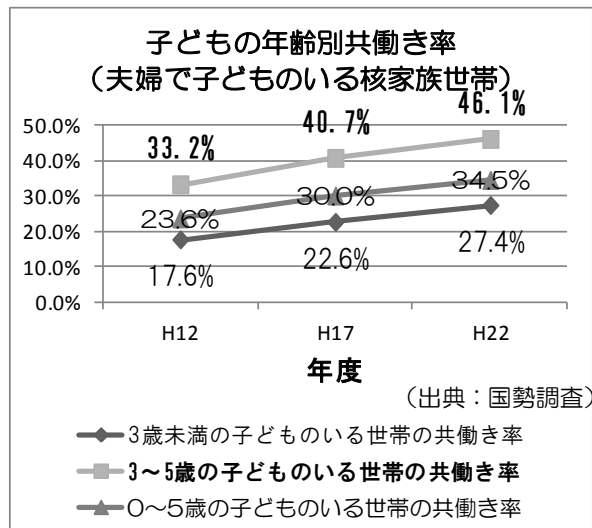
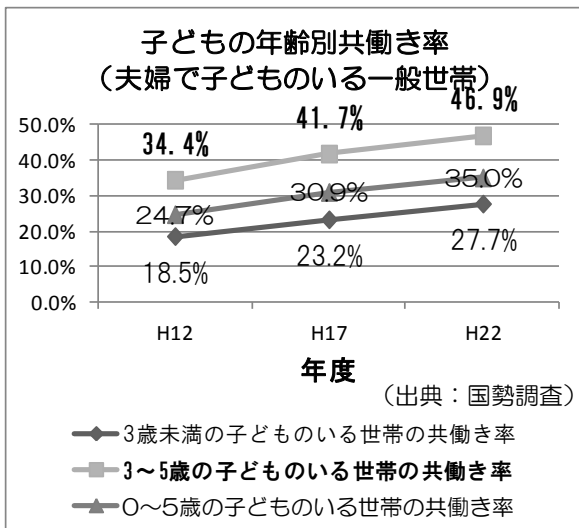


イ 和歌山市の女性の就業率と共働き率の状況

本市における女性の就業率については、全体的に上昇しています。特に平成12年度と平成22年度を比較すると25～29歳については7.9ポイント、30～34歳では10.2ポイント、35～39歳では7.0ポイントといずれも増加しており、“女性の就業率のM字型カーブ”が緩やかになっています。

また、就学前児童の子どもがいる夫婦世帯の共働き率について、平成12年度から大幅に増加しており、一番下の子どもの年齢が3歳未満の場合も増加していることから、保育を必要とする子どもの低年齢化が進んでいます。

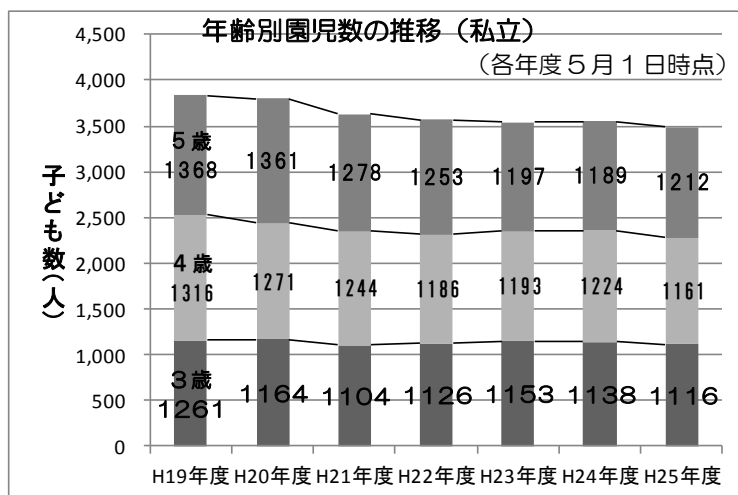
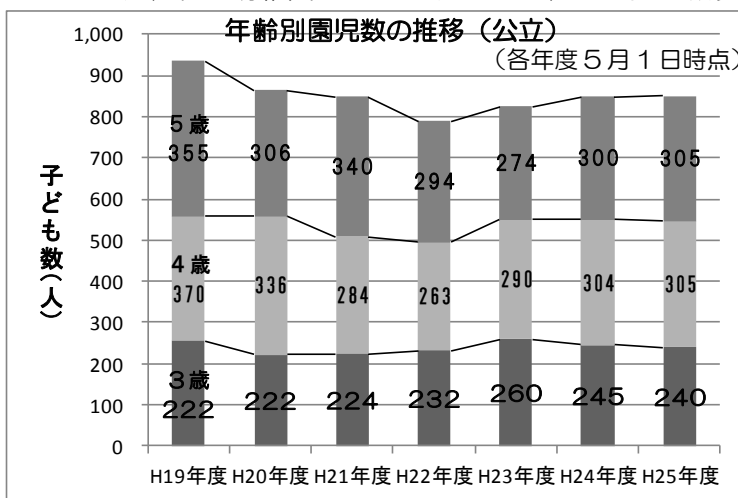




ウ 公立・私立幼稚園の利用状況

公立幼稚園の園児数は、平成22年度を境に増加傾向にあります。私立幼稚園の園児数はほぼ減少の一途を辿っていますが、減少率は徐々に緩やかになっています。

園児数の減少を比較すると、平成19年度から平成25年度にかけて、公立幼稚園では90.8%、私立幼稚園では90.9%であり、ほぼ同じ減少傾向となっています。



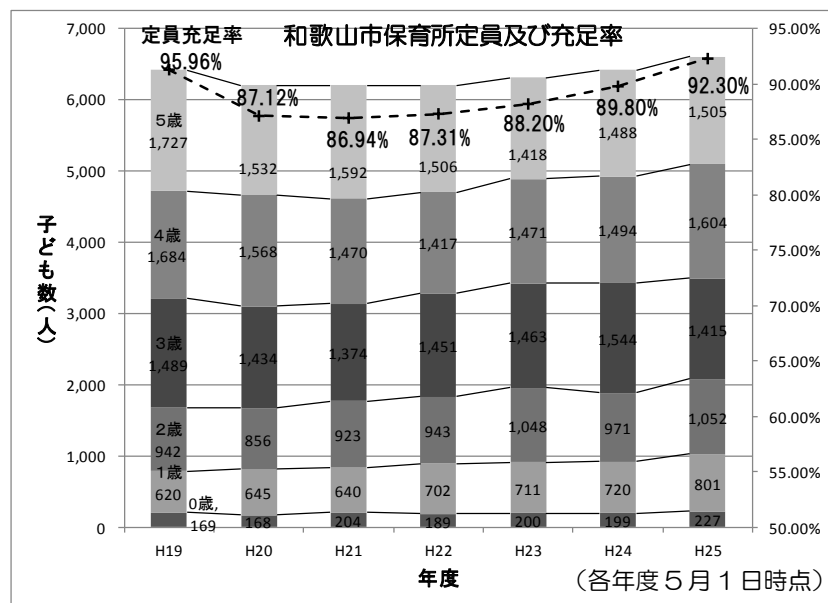
公立幼稚園の定員充足率は、全体で 59.0%あるものの、施設別に園児数をみていくと 30 名未満の施設もあり、学級による集団活動の中で発達を促す経験が重要となる満3歳以上の園児について、その規模が確保できていない園もあります。

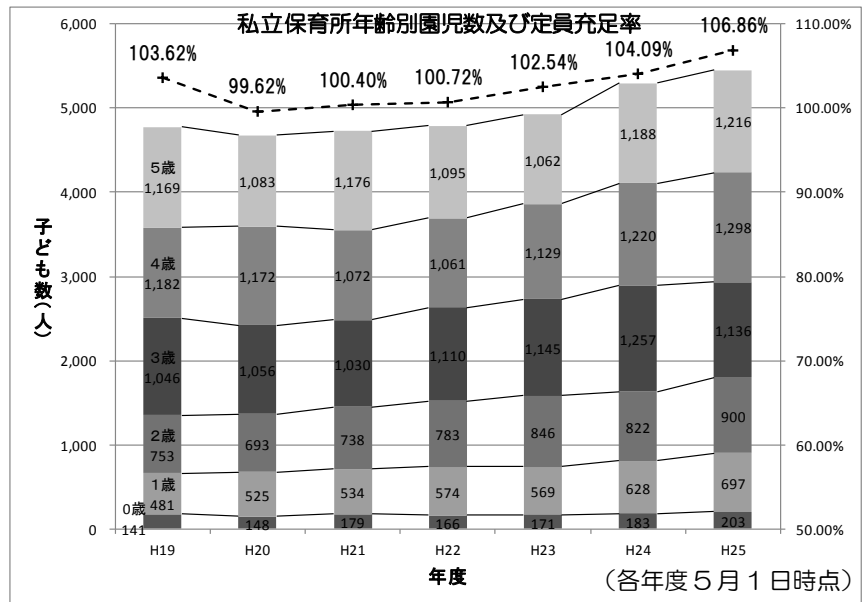
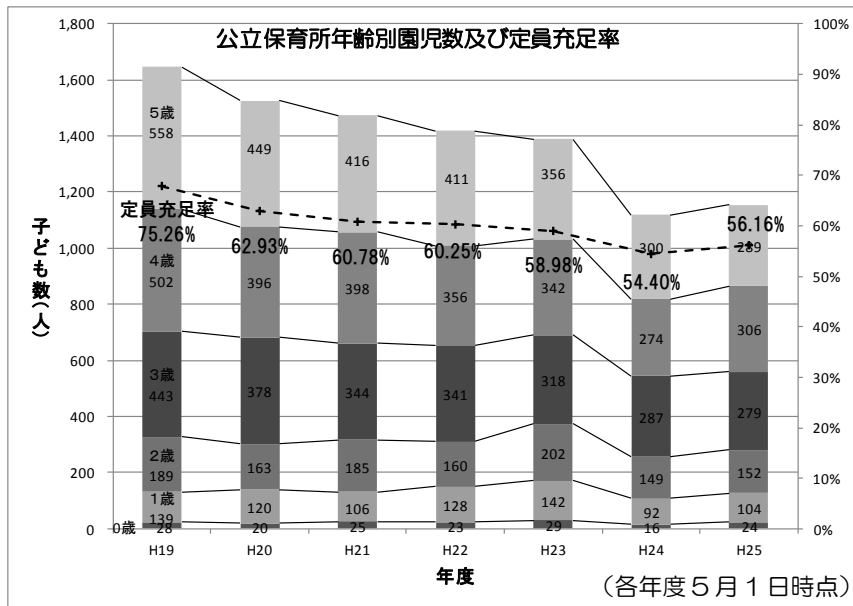
幼稚園名	定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計	定員充足率
中之島	150	30	37	41	108	72.0%
岡山	150	25	23	43	91	60.7%
宮前	150	30	29	33	92	61.3%
紀伊	100	30	30	31	91	91.0%
西脇	150	30	29	29	88	58.7%
湊	100	17	21	26	64	64.0%
西和佐	100	17	18	25	60	60.0%
本町	100	9	19	17	45	45.0%
和佐	150	19	16	17	52	34.7%
山口	100	19	15	16	50	50.0%
雑賀崎	100	10	20	8	38	38.0%
芦原	70	0	9	20	29	41.4%
加太	100	5	9	9	23	23.0%
合計		241	275	315	831	

エ 公立・私立保育所（園）の利用状況

少子化による子どもの数の減少により、公立保育所児童数は減少しており、それとともに定員充足率も減少しています。また、公立保育所の民営化に伴い、そもそもの公立保育所の定員自体も小さくなっているはずですが、それでもなお定員充足率は減少を続けています。一方、私立保育所（園）については平成20年度を除き、定員充足率は100%を超過しており、充足率自体も年々上昇しています。また公立の減少率よりも私立の上昇率が高いため、公立・私立を合わせても定員充足率は上昇傾向にあり、保育の需要が高まっていることがうかがえます。

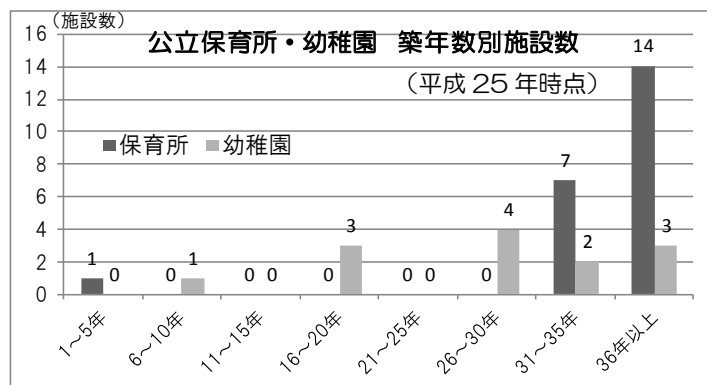
また、平成25年度から和歌山市でも0～2歳児において待機児童が発生しており、対応が急がれます。



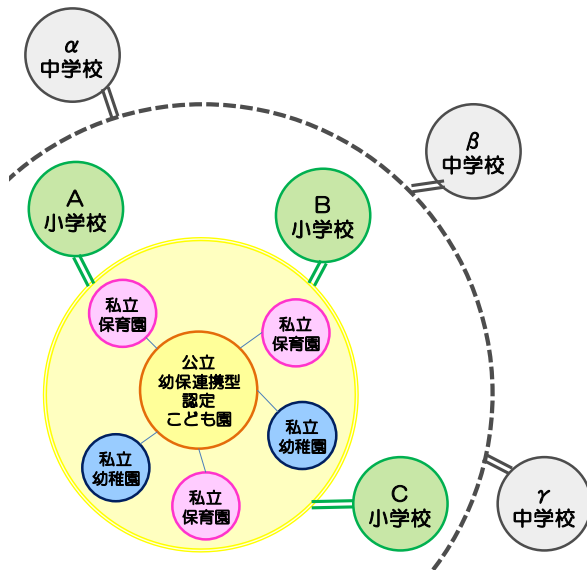


オ 公立施設の老朽化

公立施設は幼稚園・保育所とも、築年数が大幅に経過しており、公立保育所においてはほとんどの施設が築30年以上と、施設の老朽化が進んでいます。そのため、維持補修などにも費用がかかるとともに、今後施設自体の建替えも必要となります。



(2) 公立幼保連携型認定こども園の配置にあたって



本市の公立幼稚園・保育所については、公立幼保連携型認定こども園として新たに設置するに当たり、どこに配置するのが最も適当かを以下のような視点で検討しました。

まず、公立幼保連携型認定こども園には、本市の幼児教育・保育の中核として、私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園と連携を図る役割を持たせることで、全ての3～5歳児に良質な幼児教育を提供していきたいと考えます。図にもあるとおり、公立幼保連携型認定こども園を中心に、同じ一定のエリア内の私立施設と連携を深めていくことで、その中では合同研修や地域課題の共有を通して、

エリア内に質の高い幼児教育・保育を提供できるようにしていきます。これは幼稚園・保育所（園）・認定こども園レベルの連携となりますが、これまで公立において推進してきた幼稚園と小学校との連携を私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園においても取り組まれるよう、公立の幼保連携型認定こども園がコーディネートしていくことも必要であると考えます。その外側に小学校、そして中学校と広がっているように、全ての幼稚園・保育所・認定こども園が小学校と連携を図ることができれば、中学校まで一貫して連携をつなぐことができ、幼児教育から中学校まで切れ目のない支援ができると考えます。

(3) 連携を強化するエリアについて

幼稚園・保育所・認定こども園から中学校までの一貫した連携を図るため、公立幼保連携型認定こども園の設置エリアとして、最適なエリアを検討した場合、次の2案が考えられます。

【中学校区に1施設を設置する】

中学校区に1か所ずつ幼保連携型認定こども園を設置した場合、先に述べたような連携を図る施設（中学校・小学校・幼稚園・保育所・認定こども園など）が1施設ずつしかない校区から、小学校が4校、私立幼稚園・保育所が計5施設ある校区など、連携の充実に差が生じる可能性があります。

また、中学校区の中で幼稚園・保育所に通う子ども数を比較してみると、60人から1,784人と30倍近くの幅があり、保幼小中まで一貫した良質な教育の提供を見据えた場合、各校区で同等な教育の質を保てない可能性があります。

【教育6ブロックに必要数を設置する】

中学校区よりもう少し広い範囲として、複数の中学校・小学校で連携や統一が図られるよう、近隣校区を統合した“教育6ブロック”が設定されており、これまでもそれら6ブ

ロックそれぞれにおいて、小中学校の連携が既に図られています。

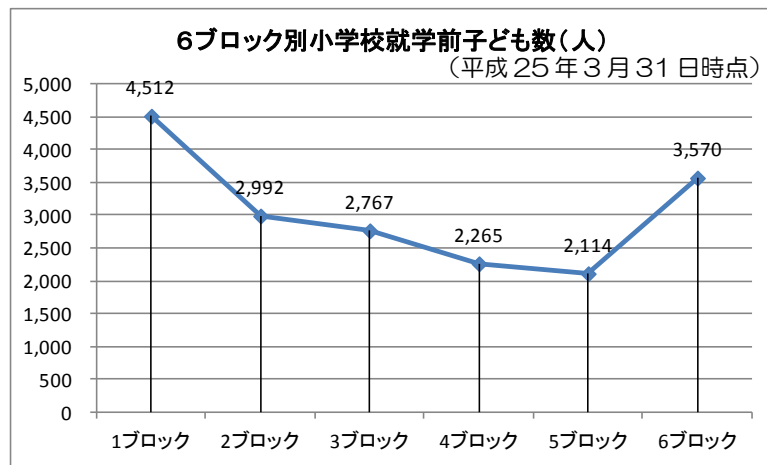
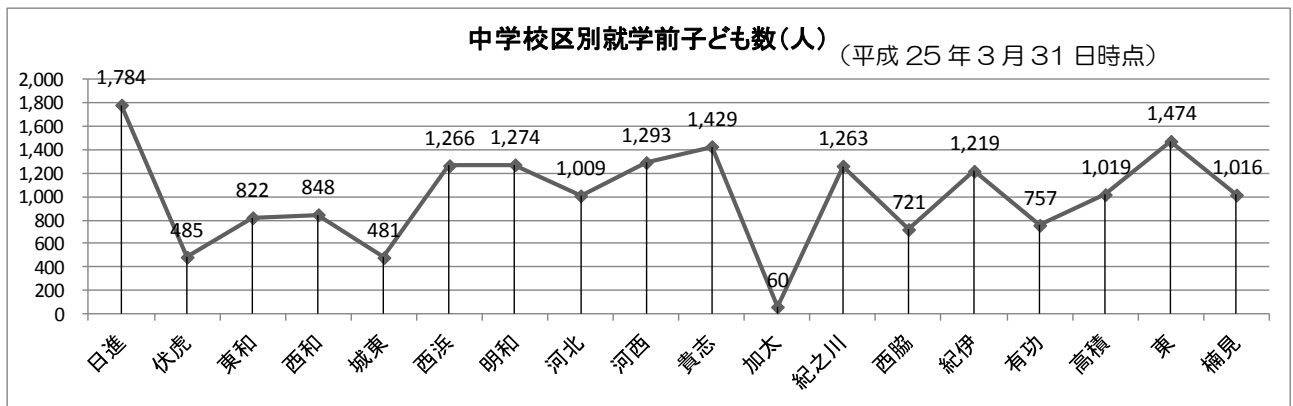
この教育6ブロックを基準に設置した場合、保幼小中の連携を図る施設が各ブロックに複数存在しています。また、小学校就学前子ども数を比較してみても各ブロック全体では2倍程の差がありますが、保幼小中までの一貫した連携を捉えると、単純に中学校1校あたりの小学校就学前子ども数が1,000人前後と近似値にあり、ほぼ同じ教育の質を提供していけるのではないかと考えます。

以上により、公立幼保連携型認定こども園を中心とした保幼小中の連携強化のためのエリアは、『教育6ブロック』において展開します。

なお、施設数については、ブロックの東西南北の距離と私立施設の数、幼稚園・保育所(園)に通う小学校就学前子ども数を比較し、定めていくものとします。

ブロック	中学校	小学校	保育所		幼稚園	
①	加太	加太			加太	
	西脇	西脇	西脇	まこと	西脇	
		八幡台		こひつじ		
	貴志	貴志	柴谷	じろまる		
				第2ひまわり		
		藤戸台				
	河西	貴志南		太陽		
		木本	河西	すみれ		
	河北	野崎	野崎西	のざき		野崎
				さかえ		
湊			湊			
福島					まつえ	
楠見		楠見	あわ			
②	楠見	楠見東	かぜのこ			
			のぞみ			
			かんどり			
	有功	有功	有功		いさお	
		有功東				
紀伊	鳴滝		まこと鳴滝			
	直川		紀伊			
	川永	川永	東洋		三宝	
	山口		山口	山口		
③	高積	小倉	小倉	こうま		
		和佐		布施屋	和佐	
	紀之川	西和佐	西和佐		西和佐	
		中之島	中之島	きわ	中之島	
		四箇郷	四箇郷	紀之川		
	伏虎	四箇郷北		ひまわり		
雄湊			城北		雄湊	
城北					鷺森	
	本町			本町		

ブロック	中学校	小学校	保育所		幼稚園		
④	城東	大新					
		広瀬		広瀬		信愛	
		新南	新南				
	日進	宮北	宮北	ふたば			
		太田		しろがね			
		宮	宮			日前	
⑤	西和	砂山	砂山	むつみ			
			今福	今福		愛徳	
		吹上				岡山	さくら
							ナザレ
	西浜	芦原	芦原			聖愛	
		高松		新堀		みどり	
							たから
		雑賀崎				雑賀崎	
		雑賀	雑賀	ようすい		和歌山ひかり	
		⑥	東	山東		しょうぶ	
				つくし			
東山東						東山東	
岡崎			岡崎		たちばな		
安原	安原				安原		
東和	宮前	宮前	さつき	宮前			
		杭ノ瀬					
明和	和歌浦		片男波				
	名草	名草			名草		
	浜宮		みちる				



	1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック	5ブロック	6ブロック
児童数	4,512	2,992	2,767	2,265	2,114	3,570
中学校数	5	3	3	2	2	3
小学校数	12	10	9	7	7	8
公立幼稚園	3	2	4	0	3	1
公立保育所	3	2	4	4	4	5
私立幼稚園	2	2	2	2	7	4
私立保育園	8	9	6	4	3	5
中学校1校あたりの児童数(平均)	902	997	922	1,133	1,057	1,190

(平成 25 年 3 月 31 日時点)

(4) 公立幼保連携型認定こども園の施設内容

公立幼稚園・保育所の再編を進めるにあたり、新たに設置する公立幼保連携型認定こども園については、まず施設定員として、良質な幼児教育・保育を担保できるモデル的な幼保連携型認定こども園となるよう、集団としての力や社会性を身につけるための一定規模の人数、新たな人間関係の構築のためのクラス替えを考慮します。そして、その定員数を基に、施設として必要な面積及び配置すべき職員数を算出します。

施設的な充実はもちろんのこと、機能についても公立としての役割を十分踏まえた施設としていく必要があり、そのために以下のような機能を備えるとともに、それに必要な設備及び職員を配置します。

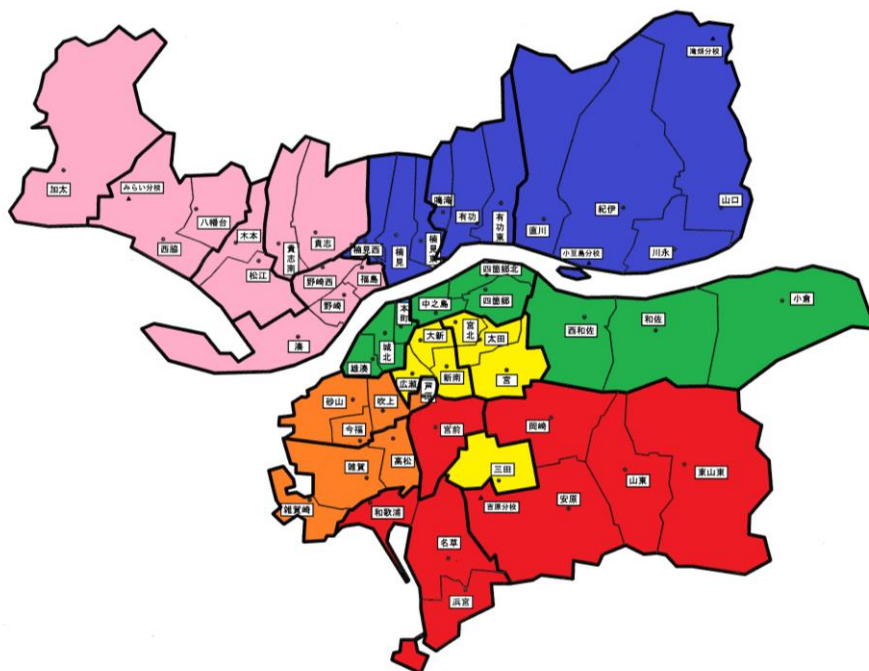
- 一時預かり事業 ●地域子育て支援事業 ●家庭支援推進保育事業
- 障がい児への特別支援教育、特別保育

また、本市の良質な幼児教育・保育の提供を行うにあたり、これまでのノウハウ（特別支援教育、障がい児保育、家庭支援推進保育）や特色（小中学校との連携）を活かしながら、区域内にて各施設の連携などを推進する中心的な役割を担う施設として設置します。

5. 必要施設数及び具体的配置の検討

「4（3）連携を強化するエリアについて」にて定めたブロック別に、公立幼保連携型認定こども園の必要数及び具体的配置の検討を行いました。

教育6ブロックは、地図でみると以下のような配置となります。



ブロック	中学校	小学校	ブロック	中学校	小学校
①	加太	加太	④	城東	大新
	西脇	西脇 八幡台			広瀬 新南
	貴志	貴志 藤戸台 貴志南		宮北 太田	
	河西	木本 松江		宮	
	河北	野崎 野崎西 湊		三田	
②	楠見	福島 楠見	⑤	西和	砂山 今福
		楠見東 楠見西			吹上
	有功	有功東 鳴滝		西浜	高松
	紀伊	直川 紀伊 川永 山口		雑賀崎 雑賀	
	高積	小倉 和佐 西和佐		⑥	東
紀之川	中之島 四箇郷 四箇郷北	東和	宮前		
伏虎	雄湊 城北 本町	明和	和歌浦 名草 浜宮		

前述したように、公立幼保連携型認定こども園は様々な機能を持ち併せたモデル的な施設であり、また各ブロックの中心となつて保幼小中の連携を進める施設でもあるため、配置数及び配置箇所を定めるにあたっては公立の役割が果たせるよう、各ブロックの物理的広さや、中学校の配置状況などを踏まえ検討するものとし、より具体的な選定については以下の要件を基に検討を行います。

- ①既存の公立幼稚園・保育所の敷地面積
(幼保連携型認定こども園に必要な広さを 2,000 m²以上と設定)
- ②既存の公立幼稚園・保育所の施設老朽度
- ③周辺私立施設の配置・利用状況
- ④既存の公立幼稚園・保育所で特色のある取組（家庭支援推進保育など）を実施している場合
- ⑤公立幼稚園や公立保育所に通う園児・児童の状況

【第1ブロック】

第1ブロックは東西がおよそ9kmあり、広範囲に渡るため複数施設の設置が必要となります。

既存の公立施設としては、現在公立幼稚園が3箇所、公立保育所が3箇所あり、その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設を活用し、老朽化や保育室等の不足を解消するために全面建て替えを含めた施設整備を行い、公立幼保連携型認定こども園を2箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所									幼稚園						
			公立			私立			公立			私立						
			定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率				
①	加太	加太									加太	100	23	23.0%				
	西脇	西脇	90	44	48.9%	まこと	200	224	112.0%	西脇	150	88	58.7%					
		八幡台				こひつじ	270	279	103.3%									
	貴志	貴志	栄谷	120	80	66.7%	じろまる	150	133	88.7%								
		藤戸台				第2ひまわり	29	20	69.0%									
		貴志南				太陽	70	81	115.7%									
	河西	木本	河西	120	64	53.3%	すみれ	260	242	93.1%								
		松江																
	河北	野崎				のざき	70	84	120.0%						まつえ	320	331	103.4%
		野崎西				さかえ	180	211	117.2%						野崎	600	283	47.2%
						和歌山	90	98	108.9%									
		湊										湊	100	64	64.0%			
		福島																
	合計		330	188			1319	1372				350	175			920	614	

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第1ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	859	877	863	851	825	804	785	764	742	722
2号	1,274	1,301	1,293	1,262	1,223	1,195	1,166	1,136	1,103	1,073
3号(0歳)	153	156	161	161	161	146	143	140	139	137
3号(1・2歳)	543	548	558	558	558	512	496	483	474	467
合計	2,829	2,882	2,875	2,832	2,767	2,657	2,590	2,523	2,457	2,399

【第2ブロック】

第2ブロックは東西がおよそ10kmあり、広範囲に渡るため複数施設の設置が必要となります。

既存の公立施設としては、現在公立幼稚園が2箇所、公立保育所が2箇所あり、その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設を活用し、保育室等の不足を解消するための増設や老朽化による全面建て替えを含めた施設整備を行い、公立幼保連携型認定こども園を2箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所								幼稚園							
			公立				私立				公立				私立			
				定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率
②	楠見	楠見	楠見	170	133	78.2%	あわ	120	128	106.7%								
		楠見東				かぜのこ	80	78	97.5%									
		楠見西				のぞみ	110	128	116.4%									
	有功	有功				かんどり	90	106	117.8%									
		有功東				有功	170	195	114.7%					いさお	310	249	80.3%	
		鳴滝				まこと鳴滝	250	234	93.6%									
	紀伊	直川				紀伊	90	99	110.0%									
		紀伊								紀伊	100	91	91.0%					
		川永	川永	45	19	42.2%	東洋	120	125	104.2%					三宝	120	98	81.7%
		山口				山口	160	187	116.9%	山口	100	50	50.0%					
		合計		215	152			1190	1280			200	141			430	347	

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第2ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	563	563	539	522	499	482	462	444	424	406
2号	835	835	806	774	740	715	687	659	630	604
3号(0歳)	100	101	103	103	103	90	86	83	80	78
3号(1・2歳)	335	336	338	338	338	298	285	274	264	254
合計	1,833	1,835	1,786	1,737	1,680	1,585	1,521	1,460	1,397	1,341

【第3ブロック】

第3ブロックは東西がおよそ12kmあり、広範囲に渡るため複数施設の設置が必要となります。

既存の公立施設としては、現在公立幼稚園が4箇所、公立保育所が4箇所あります。その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設については、現時点で1箇所となっていますが、同ブロック内その他公立施設を集約して中心的な役割を担う公立幼保連携型認定こども園を設置するには利便性が低くなってしまいます。

したがって、周辺の私立施設の状況や公立幼稚園・保育所に通う児童の状況を把握しながら、地区内公共施設の活用や2,000㎡以上を確保できる場所を整えるなどの施設整備を行いながら、公立幼保連携型認定こども園を2箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所						幼稚園									
			公立			私立			公立			私立						
			定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率				
③	高積	小倉	小倉	60	16	26.7%	こうま	240	250	104.2%								
		和佐					布施屋	90	108	120.0%	和佐	150	52	34.7%				
		西和佐	西和佐	100	75	75.0%					西和佐	100	60	60.0%				
	紀之川	中之島	中之島	90	21	23.3%	きわ	60	72	120.0%	中之島	150	108	72.0%				
		四箇郷	四箇郷	60	10	16.7%	紀之川	250	292	116.8%								
		四箇郷北					ひまわり	120	124	103.3%								
	伏虎	雄湊					城北	120	142	118.3%					雄湊	560	326	58.2%
		城北													鷺森	400	281	70.3%
		本町									本町	100	45	45.0%				
		合計			310	122			880	988			500	265			960	607

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第3ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	525	543	530	530	513	503	492	480	468	457
2号	779	806	793	787	761	748	731	713	696	680
3号(0歳)	97	101	103	103	103	94	92	92	91	90
3号(1・2歳)	338	340	349	349	349	321	313	307	303	300
合計	1,739	1,790	1,775	1,769	1,726	1,667	1,629	1,591	1,556	1,527

【第4ブロック】

第4ブロックは南北がおよそ5kmと比較的集約されています。

既存の公立施設としては、現在公立保育所が4箇所あり、その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設を活用し、保育室等の不足を解消するための増設や老朽化による全面建て替えを含めた施設整備を行い、公立幼保連携型認定こども園を1箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所						幼稚園								
			公立			私立			公立			私立					
			定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率	定員	実数	定員充足率			
④	城東	大新															
		広瀬				広瀬	120	142	118.3%					信愛	280	152	54.3%
		新南	新南	90	34	37.8%											
	日進	宮北	宮北	60	57	95.0%	ふたば	30	38	126.7%							
		太田					しろがね	120	118	98.3%							
		宮	宮	150	97	64.7%								日前	520	161	31.0%
		鳴神	鳴神	100	62	62.0%											
	三田					さんた	180	130	72.2%								
合計			400	250			450	428						800	313		

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第4ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	440	414	412	409	408	399	389	377	366	356
2号	652	1,028	617	606	606	593	578	560	544	529
3号(0歳)	79	81	83	83	83	75	74	72	70	69
3号(1・2歳)	263	276	282	282	282	257	249	243	239	233
合計	1,434	1,799	1,394	1,380	1,379	1,324	1,289	1,253	1,219	1,187

【第5ブロック】

第5ブロックは南北がおよそ4kmと集約されています。

既存の公立施設としては、現在公立幼稚園が3箇所、公立保育所が4箇所あり、その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設を活用し、保育室等の不足を解消するための増設や老朽化による全面建て替えを含めた施設整備を行うとともに、これまで培ってきた幼児教育における教育研究の成果や先進的な取り組みを活用しながら、公立幼保連携型認定こども園を2箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所								幼稚園							
			公立				私立				公立				私立			
				定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率
⑤	西和	砂山	砂山	190	132	69.5%	むつみ	90	96	106.7%								
		今福	今福	40	36	90.0%									愛徳	200	142	71.0%
		吹上									岡山	150	91	60.7%	さくら	420	228	54.3%
															ナザレ	240	44	18.3%
	西浜	芦原	芦原	90	47	52.2%					芦原	70	29	41.4%				
		高松					新堀	90	84	93.3%					みどり	450	243	54.0%
															たから	80	28	35.0%
		雑賀崎									雑賀崎	100	38	38.0%				
		雑賀																
			雑賀	雑賀	60	21	35.0%	ようすい	290	296	102.1%					和歌山ひかり	160	61
	合計			380	236			470	476			320	158			1620	787	

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第5ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	415	408	390	377	357	342	328	315	303	293
2号	615	604	584	560	529	508	487	468	450	435
3号(0歳)	67	67	67	67	67	60	58	57	56	55
3号(1・2歳)	237	233	233	233	233	206	199	193	188	186
合計	1,334	1,312	1,274	1,237	1,186	1,116	1,072	1,033	998	969

【第6ブロック】

第6ブロックは東西がおよそ9kmあり、広範囲に渡るため複数施設の設置が必要となります。

既存の公立施設としては、現在公立幼稚園が1箇所、公立保育所が4箇所あり、その中で敷地面積が2,000㎡以上ある施設や新しく整備された施設の活用し、公立幼保連携型認定こども園を2箇所設置することとします。

(平成26年5月1日時点)

ブロック	中学校	小学校	保育所								幼稚園							
			公立				私立				公立				私立			
			定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率		定員	実数	定員充足率	
⑥	東	山 東					しょうぶ	160	161	100.6%								
							つくし	110	129	117.3%					つくし	10	5	50.0%
		東山東													東山東	150	47	31.3%
		岡 崎					岡崎	90	47	52.2%					たちばな	520	354	68.1%
	安 原	安原	90	50	55.6%									安原	280	177	63.2%	
	東和	宮 前	宮前	60	44	73.3%	さつき	280	296	105.7%	宮前	150	92	61.3%				
			杭ノ瀬	100	99	99.0%												
	明和	和歌浦					片男波	120	137	114.2%								
		名 草	名草	100	36	36.0%									名草	360	207	57.5%
		浜 宮					みちる	210	212	101.0%								
	合計		350	229			970	982			150	92			1320	790		

特定教育・保育施設利用希望児童の推移【第6ブロック】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
1号	682	673	657	647	640	626	610	593	576	558
2号	1,012	999	982	959	950	930	907	882	856	830
3号(0歳)	126	129	132	132	132	119	116	114	112	111
3号(1・2歳)	422	440	449	449	449	411	398	386	378	371
合計	2,242	2,241	2,220	2,187	2,171	2,086	2,031	1,975	1,921	1,870

以上、全6ブロックに合計11施設の公立幼保連携型認定こども園を設置します。

6. 和歌山市公立幼保連携型認定こども園11施設の移行計画

前述した6ブロック計11施設の整備スケジュールについては、以下の考え方に基づき進めるものとします。

- 平成27年度から平成36年度末までの10年間で本市に11箇所の公立幼保連携型認定こども園を整備。
- 10年間を前期（平成27年度～29年度）、中期（平成30年度～33年度）、後期（平成34年度～36年度）の3期に分けて計画化する。
- 子ども・子育て支援新制度に伴い実施される『待機児童解消加速化プラン』において、平成27年度～29年度は“取組加速期間”として位置づけられていることから、この期間も引き続き国の重点的な支援が継続される可能性がある。
- 第2阪和国道の延伸、県道粉河加太線の整備、学園城郭都市“ふじと台”の分譲、南インターチェンジの整備などから、人口の動きを予測。
- 私立幼稚園・保育所（園）が42号線を挟み、その両側エリア（今福、吹上、高松、雑賀地区）に多いことから、この沿道については民間での実施が可能。
- 公立幼保連携型認定こども園以外の既存の公立幼稚園・保育所については、今後の人口動態、保護者のニーズの変化などにより利用者が減少した場合には、小規模保育事業化、または閉園としていく。
- 実施箇所についてはそれぞれ前期4箇所、中期4箇所、後期3箇所を整備

【関連語句説明】

1号認定…満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

7. 公立幼保連携型認定こども園における良質な幼児教育・保育の実現に向けて

乳幼児期は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、その時期を担う認定こども園・保育所・幼稚園については、良質な幼児教育・保育の実現を目指すべく、改めてその役割と機能を見直し、充実させていくことが必要です。

(1) 教育・保育内容

幼稚園においては、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎や義務教育及びその後の教育の基礎を培うことの重要性を捉えた『幼稚園教育要領』に基づく幼児教育を実施することで、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などの形成に取り組んできました。

また、保育所では、『保育所保育指針』に基づき、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うほか、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図ることで、入所児童だけでなく、地域の子育て家庭に対する支援も行っています。

そして、平成20年に『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』が改定され、幼児期の教育に関するねらい及び内容についての整合性が図られたことにより、両者における教育・保育の違いがなくなりつつあります。

保護者の就労状況などにより幼稚園・保育所と利用する施設が異なってきましたが、幼保一元化の推進により、0歳から小学校入学前までの子どもたちが保護者の就労形態に関係なく、同じ環境で共に教育・保育を受けることができるとともに、子どもの健やかな成長にとって重要な集団活動や異年齢同士の交流の機会を確保することができます。

本市においても、これまでの幼児教育・保育で培ったそれぞれのノウハウを活かしながら、今後は幼保連携型認定こども園として一体的に、全ての就学前児童に対して良質な幼児教育・保育を提供してまいります。

(2) 職員体制

現在、公立幼稚園及び公立保育所については、少子化などによる利用園児・児童の減少と行財政運営に係る経費削減のため、職員体制も限られた中での運営となっており、職員の資質向上に向けた研修の機会が十分に確保できていないような状況です。

しかし、就学前児童に教育・保育の提供を行う幼稚園教諭、そして保育士は、子どもたちの日々の生活や発達、学びを豊かなものとするよう、その資質・専門性を十分に発揮することが重要です。そのため、今後は幼稚園教諭・保育士、そして保育教諭が合同研修や人事交流を行い、相互理解を深めながら、互いの資質・専門性の向上に努めます。

なお、本市では今後、幼児教育・保育を総合的に提供する公立施設として、幼保連携型認定こども園化を行うことから、職員の採用についても幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つことを条件としていきます。

(3) 障害児教育・障害児保育について

昭和49年より保育所における「障害児保育事業」が施策化されるとともに、平成19年に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を充実させていくよう取り組まれているなど、障害児教育・障害児保育については大変重要な施策とされています。

そのような中、本市の公立幼稚園及び公立保育所においては、長年多くの障害児の受入を行っており、今後も公立施設の重要な役割の一つとして担っていくべきものであると捉えています。

(4) 保幼小中の一貫した連携

近年、学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する「小1プロブレム」という状況が注目されており、就学前の幼児教育・保育と小学校の連携や保護者の養育態度が注目されています。

そのような中、本市ではこれまで公立幼稚園において、幼稚園児と小学校児童の交流会や教育課程の編成の連携、教師同士の交流等の推進を図る「幼小連携推進事業」を実施してきました。今後は幼稚園だけでなく、保育所や認定こども園においても小学校との連携を進めていきます。特に、公立幼保連携型認定こども園については、複数の中学校・小学校で連携や統一を図る、近隣校区を統合した“教育6ブロック”を基に配置していくことから、同ブロック内の公立・私立を問わず幼稚園・保育所・認定こども園との横の連携（幼保の連携）を中心となって進めるとともに、小学校そして中学校までの縦の連携（保幼小中の連携）についても公立幼保連携型認定こども園がつなぎ役となり、各ブロック全体で推進していきます。

(5) 子育て支援の充実

子育て支援については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中で、「保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者により添い子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである」と定められています。

和歌山市ではこれまで、公立幼稚園においては、未就園児とその保護者の学びや育ちを支える子育て支援の場である「未就園児の集い」を行っており、また公立保育所や私立保育所（園）、その他まちなかの空き店舗等を活用した、同じく未就園児とその保護者が集える「地域子育て支援拠点事業」を実施し、地域の子育て支援の充実に取り組んできたところ です。

今後も公立施設においては、子育てに対する保護者の不安・負担・孤立化を少しでも緩和するため、子育て家庭と地域社会との連携が途切れることのないよう、子育て支援に関

する情報の提供や、園庭開放や保育室の開放による未就園児親子の交流などを引き続き充実させ、地域の子育支援拠点としての役割を担っていきます。